## 委託研究取扱規程

日本建築学会東北支部 平成14年11月25日常議員会決定 令和6年3月27日支部役員会改正

(総 則)

- 第1条 本支部が、外部からの委託申し出によって、研究・調査・試験等(以下「委託研究」 という。)を受託する場合は、この規程によるものとする。
  - 2. この規程に定めのないことは、本部の委託研究取扱規程に準ずるものとする。
- 第2条 委託研究は、建築に関する学術・技術・芸術の進歩発展に寄与し、かつ高度の学識 経験を要するものと認められるものでなければならない。

(受託の諾否)

- 第3条 委託研究の諾否は、委託者より提出された委託研究依頼書に基づき、支部役員会での 審議を経たのち、本部理事会が決定する。
  - (1) 委託機関の名称および法人の種別または組織
  - (2) 委託研究の名称
  - (3) 委託研究の目的および内容
  - (4) 委託研究の実施期間
  - (5) 委託研究費
  - (6) その他必要と認められる事項

(研究担当委員会)

第4条 委託研究の実施は、支部研究委員会の部会、あるいは特別に設置した委託研究特別部会(以下「研究担当部会」という。)がこれに当たる。

(契 約)

- 第5条 委託研究を受託したときは、研究担当部会の責任者は委託者と協議のうえ、委託契約 書を作成し、委託者、受託者おのおのその1通を保有するものとする。
  - 2. 契約の受託者は支部長とし、研究実施の責任者は研究担当部会の責任者とする。 契約書には、つぎの事項を記載しなければならない。
    - (1) 委託研究の名称
    - (2) 委託研究の目的および内容
    - (3) 委託研究の実施期間
    - (4) 委託研究費
    - (5) 前号の委託研究費の支払い条件等に関する事項
    - (6) 報告書に関する事項
    - (7) その他必要と認められる事項

(報告書)

第6条 委託研究が終了したときは、研究担当部会は報告書を作成し、委託者および支部役員 会に提出する。 (成果の取扱い)

第7条 研究成果を公表する場合は、あらかじめ委託者と協議するものとする。

(委託研究費)

- 第8条 委託研究に要する経費は、これを分けて直接経費と一般経費とする。
  - 2. 一般経費は、委託研究費総額に対して、次に揚げる率を乗じて算出した金額とする。

500 万円以下の場合

100 分の 15

500 万円を超え 1,000 万円以下の場合 100 分の 12

1,000 万円を超える場合

100 分の 10

- 3. 委託研究費は、原則として前納されるものとする。
- 4. 委託研究が完了したときは、研究担当部会は委託研究費の精算を行うものとする。

(記 録)

第9条 本支部は、委託研究ごとに帳簿を備え付け、受託契約等の年月日および金銭出納の明 細、その他必要事項を記録保管するものとする。

## 付 則

- 1. この規定には科学研究費等の補助金の取扱いは含まれない。
- 2. この規程に明記されていない事項については、委託者と協議のうえ定める。
- 3. この規程は、平成14年11月25日より施行する。
- 4. この規程は、令和6年3月27日より施行する。